



# 教えてBUN先生

マニアック編 vol.1

第1回  
帳簿の備付義務者



LISA

あれえ、センセ。「しばらくお休み」って言ってたんじゃないの？

ん〜、ネタも尽きたので、そのつもりだったんだけど。熱烈なファンの方から「なんでもいいので続けてよ」ってリクエストいただいちゃって・・・



BUN



LISA

そんな言い訳しなくていいのよ。私に会いたくて我慢できなくなったんでしょ。で、ネタが切れたのに書けるの？

ん〜、「入門編」はネタ切れだけど、「マニアック編」なら、結構あるぞ。



BUN



LISA

いいんじゃない。リサも基礎知識は習得できたと思うから、思いっきりマニアックなネタやってみて。

ようし、じゃ、役に立つ、立たないは二の次にして、廃棄物処理法を楽しんで貰うために「へんてこ条文」のご紹介っていうのをしようかな。



BUN



LISA

なに、それ？セクハラとかパワハラまがいのことじゃないでしょうね。

それはない・・・と思うけど、まあ、とりあえず始めてみましょ。  
なお、最初におことわりしておきますけど、条文そのものを見ていただかないと「へんてこ」を実感していただけないので、長くなるけど我慢してね。



BUN



政令（帳簿を備えることを要する事業者）

第六条の四 法第十二条第十三項に規定する政令で定める事業者は、次に掲げる事業者とする。

一 その事業活動に伴つて生ずる産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物の焼却施設が設置されている事業場を設置している事業者



LISA

なにこれ？早口言葉の「裏庭には二羽、庭には二羽、鶏が居る。」みたいなもの？  
丁寧に説明しているのかも知れないけど、余計な言葉が多すぎて、かえつてよく判らない。  
見出しから言うと、帳簿を備え付けなければならない事業者を規定した条文よね。



そうだね。この条文は平成22年の改正で登場した条文なんだけど、この改正までは「帳簿の備え付け」が義務付けられている事業者は明解だったんだよ。この条文からは離れるけど、まずは、昔から帳簿が義務付けられていた人。一人目、特別管理産業廃棄物の排出事業者。

BUN



LISA

あれ？それって、今はマニフェストがあるから帳簿の義務づけはなくなったんじゃないかった？

そんなことはないよ。今でも次の通り規定している。



BUN



省令（特別管理産業廃棄物を生ずる事業者の帳簿記載事項等）  
 第八条の十八 法第十二条の二第十四項において準用する法第七条第十五項の環境省令で定める事業者の帳簿の記載事項は、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。（次表略）



LISA

あれ、ほんとだ。私の勘違いかなあ。

100パーセント委託処理で、帳簿の記載事項として規定されている項目を全て追記しておけば、マニフェストを帳簿代わりにしてもいいって通知もあるけどね。条文上は、このとおり今でも規定されてるよ。マニフェストでは、廃棄物の発生日時とか保管の状況とかはわからなくなるので、こういったことも含めて帳簿に記載して、廃棄物の適正管理に努めておくことがお薦めだね。



BUN



LISA

わかった、わかった。二人目の帳簿備え付け義務者は？

それはこの規定にも繋がる人達だけど、産業廃棄物処理施設の設置者。



BUN



LISA

ふ〜ん、じゃ、平成22年の改正までは、排出者で帳簿の義務があったのは特別管理産業廃棄物の排出事業者と産業廃棄物処理施設の設置者ってことね。まあ、これらの事業所では、それなりのリスクのある特管産廃が出てくる訳だし、処理施設を持ってるってことは、それなりの量も排出されるってことでしょ。だから、帳簿位義務づけされててもあたりまえっちゃ、あたりまえね。さて、それではいよいよ、この「裏庭には二羽」条文の解説をしてちょうだいな。まず、私が不思議に感じるのは、「産業廃棄物処理施設」って言ったら、産業廃棄物を処理する施設って誰でもわかるわよね。どうして、わざわざ「その事業活動に伴って生ずる産業廃棄物を処理するために」なんて文言が必要なの？ 産業廃棄物を処理すること以外に産業廃棄物処理施設を設置する人っているの？

はっはあ〜、そう読んだか。まあ、無理もないね。ここは、「産業廃棄物を処理するための産業廃棄物処理施設」って解釈しちゃだめなんだ。「その事業活動に伴って生ずる」という文言に意味がある。



BUN

???どういうこと?



LISA

分かり易く言うと、「他人の廃棄物を処理するために設置している処理施設じゃない」って趣旨。もっと分かり易く言うと、「業者が設置している処理施設は対象外ですよ」ってことなんだ。



BUN

なんだ、そういうことか。だったら、最後に括弧書きして「処理業許可業者が設置している施設は除く」って書いてくれたいいのに。



LISA

処理業許可業者は、別の条項で帳簿の備え付けが義務付けられているから、二重規制にならないように、あくまでも「排出事業者が設置している処理施設なんですよ」ってことを明確にするために「その事業活動に伴って生ずる」って入れたんでしょうね。でも、この形容詞を入れた限りは、日本語として「生ずる、何を処理するんだ」ってなる。だから、「その事業活動に伴って生ずる産業廃棄物を処理するために」としなくちゃなくなかった。



BUN

さて、次ね。「又は産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物の焼却施設が設置されている」、ここね。



LISA

そうだね。一応、この部分を削除すると日本語としては、わかりやすいよ。「その事業活動に伴って生ずる産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設を設置している事業者」



BUN

ほんとだ。これだとわかりやすい。これが改正前の姿ね。と言うことは、この「又は・・・」の部分が追加された「帳簿備え付け義務者」ってことだね。



LISA

正解。「産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物の焼却施設」が追加された人。



BUN

この文言だけを取り出せば、私もわかるわ。基礎知識で勉強したもの。たしか、産業廃棄物を処理する施設は、なんでもかんでも全て設置許可が必要ってことじゃなかったよね。政令第7条で18種類が限定列挙されていたのよね。



LISA

おいしい、前回勉強した時までは18種類だったけど、一昨年の改正で「廃水銀等の硫化施設」が追加され、現在では19種類。でも、まあ、正解としてあげましょう。



BUN



LISA

だから、これ以外の「産業廃棄物を処理する施設」は産業廃棄物処理施設とは呼ばない。焼却施設はたしか、1時間に200キログラム以上の焼却能力とか、火格子面積2平方メートル以上だと設置許可の対象だったよね。ということは、ここで言う「産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物の焼却施設」は、これよりも小さい設置許可対象外の焼却炉ってことね。



BUN

正解。ということで、この条文を「普通の日本語」で表すと次のようになる。「産業廃棄物処理施設の設置者は帳簿を備え付けなければなりませんよ。ただし、焼却炉に限っては、設置許可の対象になっていない小規模の焼却炉でも帳簿は必要です。なお、処理業許可業者が設置している場合は、別の規定で帳簿が義務付けられていますから、そちらの規定の帳簿を備え付けていて下さい。2冊備え付ける必要はありません。」ってことだね。



LISA

ん〜、難しい。あれ?ところで、帳簿備え付け義務者ってこれで全部。



BUN

そうそう、忘れるところだった。4人目は次の条項に規定しているよ。



政令(帳簿を備えることを要する事業者)

第六条の四 法第十二条第十三項に規定する政令で定める事業者は、次に掲げる事業者とする。

二 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者(前号に掲げる者を除く。)



BUN

「事業場外処理事業者」ってことだね。



LISA

産廃が発生した事業場から、持ち出して、別の自社工場で処理するってパターンね。まあ、あまり無いとは思うけど・・・。



BUN

「へんてこ条文」ってことで、役に立つとは思っていないけど、一応、今回の「まとめ」をしておきましょうか。事業者(排出事業者)で帳簿の備え付けが規定されているのは次の4人。

- ①特別管理産業廃棄物の排出事業者
- ②産業廃棄物処理施設設置者
- ③産業廃棄物の焼却炉の設置者(いくら小さくても)
- ④排出事業場外処理事業者



LISA

なんとか、再開初回は乗り切ったね。でも、こんな「へんてこ条文」ってまだあるの?何回連載できるの?



BUN

ドキッ。(;^\_^A、まあ、思いつくままやってみましょ。皆さんからのクレームが多かったら、直ちに「打ち切り」かな。じゃ。



<(\_)\_>(^-^)/